

【事件名】平成17年(ワ)第15718号 損害賠償請求事件 (甲事件)

平成18年(ワ)第7392号 損害賠償請求事件 (乙事件)

【当事者】甲事件原告 新井史子ほか4名

乙事件原告 岩本勝美ほか7名

甲・乙事件被告 東京都

【期日】平成20年2月7日 1:30

【法廷】103号法廷

【裁判所】民事第19部 (裁判長・中西茂、陪席裁判官・齋藤巖、本多幸嗣)

判 決 要 旨

主 文

- 1 被告は、原告新井史子、原告清川久基、原告小森正彦、原告宮坂明史及び原告渡辺美里に対し、それぞれ212万8600円及びこれに対する平成17年9月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告岩本勝美、原告菅家敬子、原告佐藤洋史、原告立川秀円、原告樋口兼久、原告福嶋常光、原告松原信材及び原告安原守に対し、それぞれ211万6000円及びこれに対する平成18年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告らの、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 甲事件

被告は、甲事件原告らに対し、各55.9万0400円及びこれに対する平成17年9月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 乙事件

被告は、乙事件原告らに対し、各55.9万0400円及びこれに対する平成18年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 都立高校の校長は、東京都教育長の平成15年10月23日通達（卒業式等における国歌斉唱等の徹底や職務命令の発令を求めるもの、以下「本件通達」という。）に基づいて、教職員に対し、卒業式等において、国歌斉唱時に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱するよう職務命令（以下「本件職務命令」という。）を発令した。都立高校の教職員であった原告らは、これに従わなかったため、職務命令違反を理由として、定年後（一部原告は勸奨退職後）の嘱託員

としての再雇用を不合格とされた。本件は、原告らが、不合格は違法であるとして、損害賠償（逸失利益、慰謝料等）を求めるものである。

なお、東京都教職員の再雇用制度は、定年退職者等に対して、期間1年ごと65歳まで再雇用する制度である。

2 争点

- (1) 本件職務命令は、原告らの思想及び良心の自由を侵害し、憲法19条に違反するか。
- (2) 本件通達は、旧教育基本法10条1項にいう「不当な支配」に該当するか。
- (3) 本件職務命令は、原告らの教職員としての専門職上の自由を侵害するか。
- (4) 本件不合格は、原告らの思想、信条に基づく不利益取扱いとして、憲法19条に違反するか。
- (5) 本件不合格について、都教委に裁量の逸脱、濫用があるか。
- (6) 原告らの損害の有無及びその額

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

- (1) 原告らは、戦前の日本の軍国主義やこれに加功した「日の丸」、「君が代」に対する反省に立ち、平和を志向するという考えや、教育現場に画一的統制を持ち込むことに反対するという考えなどを有し、本件職務命令に基づき、卒業式等の国歌斉唱時に「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱することは、これらの考えとは相容れないから、従うことはできないという信念を有しているという。

原告らの上記の考えは、「日の丸」や「君が代」に係る歴史観ないし世界観又は教職員としての職業経験から生じた信条及びこれに由来する社会生活上の信念であるといえるところ、原告らが、卒業式等の国歌斉唱時に「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱することを拒否することは、原告らの歴史観ないし世界観又は信条に基づく行為であろうといえるが、一般的

には、これらと不可分に結びつくものということとはできない。

また、客観的にみて、卒業式等の国歌斉唱の際に「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱するという行為は、これを行う教職員が特定の思想を有することを外部に表明する行為であると評価することは困難である。本件職務命令は、原告らに対し、特定の思想を持つことを強制したり、あるいはこれを禁止したりするものではなく、特定の思想の有無について告白することを強要するものでもなく、児童に対して一方的な思想や理念を教え込むことを強制するものとみることもできない。

さらに、原告らは、都立高校の教職員であり、法令等や上司の職務上の命令に従わなければならない立場にあるところ、卒業式等に参列した教職員が、国歌斉唱時に国旗に向かって起立して、国歌を斉唱するということは、国旗及び国歌に関する法律や「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と定める高等学校学習指導要領の趣旨にかなうものであるし、卒業式等における国旗掲揚や国歌斉唱は、全国的には従前から広く実施されていたものであるから、本件職務命令は、その目的及び内容において合理性、必要性が認められる。したがって、原告ら自身としては本件職務命令が思想及び良心の核心部分を直接否定するものであると受け止めたのだとしても、そのことによってただちに、本件職務命令が原告らの思想及び良心の自由を制約するものであるなどということとはできない。

(2) 以上によれば、本件職務命令は、原告らの思想及び良心の自由を侵すものとして憲法19条に反するとはいえないと解するのが相当である。

2 争点(2)について

(1) 本件通達の違法性は、当然に本件職務命令に承継されるものではないが、本件職務命令の発出は、事実上、本件通達と一体のものといえるから、本件通達の発出が旧教育基本法10条1項にいう「不当な支配」に該当するか否

かは、本件職務命令の違法性に影響する余地がある。

- (2) そこで、本件通達の発出が「不当な支配」に該当するかどうかを検討するに、教育に対する行政権力の不当、不要の介入は排除されるべきであるとしても、許容される目的のために心要かつ合理的と認められる介入は、たとえ教育の内容及び方法に関するものであっても、必ずしも旧教育基本法10条の禁止するところではなく、この点は、国にだけでなく、地方公共団体においても異なるところはない。

そして、地方公共団体が設置する教育委員会が、教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、公立学校を所管する行政機関として、その管理権に基づき、学校の教育課程の編成や学習指導等に関して基準を設定し、一般的な指示を与え、指導、助言を行うとともに、必要性、合理性が認められる場合には、具体的な命令を発することもできると解される。

本件通達は、都立高校の卒業式等においては、平成10年に教育庁指導部長が定めた卒業式等に関する実施指針（式典会場の正面に国旗を掲揚することや、式次第に「国歌斉唱」と記載すること等を定めたもの）と異なる実施状況が見られたことから、国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について、より一層の改善、充実を図る必要があるとして発出されたものであり、その目的には合理性があるといえるし、これを実現するため、卒業式等における国旗掲揚、国歌斉唱の実施方法等を定める通達を発すべき必要性もあったといえる。

そして、本件通達は、卒業式等における国歌斉唱及び国歌斉唱に関する実施指針のみを定めるものであって、教職員が生徒に対して「日の丸」、「君が代」に関する歴史的な事実等を教えることを禁止するものではないし、教職員に対し、国旗、国歌について、一方的に一定の理論を生徒に教え込むことを強制するものとはいえない。したがって、これらの点においても、本件通達が合理性を欠くとはいえない。

- (3) 以上によれば、本件通達は、旧教育基本法10条1項にいう「不当な支

配」に該当するとは認められない。

3 争点（3）について

校長が、教職員に対し、卒業式等の国歌斉唱時に「日の丸」に向かって起立し、「君が代」を斉唱することを求めることは、生徒に対して特定の思想のみを教授することを強制する性質を有するものであるとはいえないし、教職員や生徒、保護者や来賓等多数の人が参列する集団的行事である卒業式等において、校長がその権限に基づき、国歌斉唱を含む式次第やその進行を予め一律に定め、これを実施しようとするのは、儀式としての性質上その必要性はあるといえるから、本件職務命令は、原告らに認められる教授の自由ないし教職員としての専門職上の自由を侵害するものであるとは認められない。

4 争点（4）について

都教委は、原告らが卒業式等において本件職務命令に従わず、起立せず国歌斉唱しなかったことは、職務命令違反及び信用失墜行為に当たる重大な非違行為であって、嘱託員選考の「正規職員を退職する前の勤務成績が良好であること」の要件を欠くとして不合格としたものであり、原告らが特定の思想、良心を有していることを理由として不合格としたものとは認められない。

5 争点（5）について

- (1) 都教委は、再雇用の希望者を全員採用すべき義務を負うものではないが、当該申込者について不合格と判断した理由が著しく不合理である場合や、全くの恣意的な理由で不合格とした場合など、当該不合格に客観的合理性や社会的相当性が著しく欠けると認められるような場合には、その裁量を濫用、逸脱したものと評価すべきである。
- (2) 都教委は、従前、定年退職するまでの間、勤務を継続してきた教職員については、勤務成績がとくに不良であることが顕著な場合を除いては、勤務成績が良好と判断し、再雇用の希望を認めてきたものと推測されるところ、本件職務命令に反し、卒業式等において、起立せず、国歌斉唱をしないという

行為は、生徒らに対して指導すべき事項である国旗、国歌の尊重に反し、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱している他の教職員や来賓等に対して、不快の念を与える可能性がある行為であるとはいえるものの、積極的に式典の進行を妨害するものではなく、本件職務命令が、とりわけ重大なものとはいえず、これのみで教職員の勤務成績を決定的に左右するような内容のものとも解されないし、また、過去においては卒業式等の国歌斉唱時に起立せず、国歌斉唱をしなかった教職員も嘱託員として採用されていたのであるから、不起立と国歌斉唱をしなかったという行為自体が、その性質上、直ちに嘱託員としての採用を否定すべき程度の非違行為というのは疑問である。しかも、原告らの職務命令違反は、原告福島を除けば、いずれも1回だけであり、原告福島についても、再雇用不合格時において、2回にとどまる。原告立川にあっては、創立記念行事で国歌斉唱等をしなかったが、その後の入学式では職務命令に従い、国歌斉唱時に起立している。都教委は、都立高校の教職員が本件職務命令違反を1回でも行えば、それだけで、勤務成績が良好でないと判断したものと推測される。

他方、原告らは、いずれも高等学校の教職員として、定年又は定年近くまで職務を遂行していたものと認められるが、都教委が、本件職務命令違反のほか、原告らの勤務成績に関する事情を総合的に考慮して再雇用の可否を判断した形跡は全くみられない。都教委のこのような判断方法は、本件再雇用制度が、教職員の定年後の雇用を確保するという意義を有するものであるという趣旨に沿わないし、長年都に在職して培った豊富な知識や技能を退職後も都に役立てるという趣旨にもそぐわない。

(3) 以上の諸事情に照らすと、原告らの不合格は、従前の再雇用制度における判断と大きく異なるものであり、本件職務命令違反をあまりにも過大視する一方で、原告らの勤務成績に関する他の事情をおよそ考慮した形跡がないのであって、客観的合理性や社会的相当性を著しく欠くものといわざるを得ず、

都教委はその裁量を逸脱、濫用したものと認めるのが相当である。

したがって、原告らに対する本件不合格は、都教委による不法行為であると認められるから、都教委の設置者である被告は、原告らに対し、国家賠償法に基づき、本件不合格により原告らに生じた損害を賠償すべき責任を負うべきである。

6 争点（6）について

- （1）本件では、原告らが、嘱託員として1年間稼働した場合の賃金相当額の範囲（甲事件原告らが193万8600円、乙事件原告らが192万6000円）に限り、相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。
- （2）原告らは、各自300万円の慰謝料を請求しているが、原告らが本件で受けた精神的苦痛は、逸失利益の賠償を命ずることで慰謝されるべき性質であるから、この点に関する原告らの主張は理由がない。
- （3）本件不合格と相当因果関係のある損害である弁護士費用は、それぞれ19万円とするのが相当である。
- （4）以上によれば、本件での原告らの損害は、甲事件原告らがそれぞれ合計212万8600円、乙事件原告らがそれぞれ合計211万6000円となる。

7 結論

よって、主文のとおり判決する。